答弁第四一〇号平成二十三年八月三十日受領

内閣衆質一七七第四一〇号

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆 議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員松木けんこう君提出株式会社整理回収機構の債権回収に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

衆議院議員松木けんこう君提出株式会社整理回収機構の債権回収に関する質問に対する答弁書

一について

金融庁においては、 平成二十三年七月十四日に「主要行等向けの総合的な監督指針」 (以下「監督指針」

という。)を改正し、 「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立

等」について新たに盛り込んだところである。 監督指針の規定は、 株式会社整理回収機構 。 以 下

という。)の監督に当たっても準用することとしており、 金融庁においては、これにより、 機構の が適切な

監督に努めているところである。また、 金融庁においては、 監督指針の改正とは別に、 従前より、 機構に

対して、 債務者等の顧客保護について指導してきており、 機構においては、 連帯保証人に対しては、

経営

の関与の度合い等に配慮して対応することとしているものと承知している。

二、三、五及び七について

お尋ねについては、政府として把握していない。

四について

機構によると、 機構が債務者に対して破産手続開始の申立てをした件数及び同件数を全体の債務者数で

除した値は、 平成十八年度は八件及び約○・○一一パーセント、 平成十九年度は六件及び約〇・〇一〇パ

ーセント、 平成二十年度は一件及び約〇・〇〇二パーセント、平成二十一年度は五件及び約〇・〇一一パ

ーセント、 平成二十二年度は二件及び約○・○○六パーセントであるとのことである。

六について

機構によると、機構が連帯保証人に対して破産手続開始の申立てをした件数は、平成十八年度は三件、

平成十九年度は三件、 平成二十年度は五件、平成二十一年度は二件、平成二十二年度は零件であるが、 全

体 の連帯保証人数を把握していないことから、 お尋ねの割合については算出できないとのことである。

八について

機構は、 連帯保証人に対して、 破産原因があれば全て破産手続開始の申立てをしているわけではなく、

連帯保証 人から債権の回収を行う際は、 まずは交渉による解決を図ることとしており、 連帯保証人による

不正、 財産の隠蔽等が行われるおそれがあるなど、機構と連帯保証人との間では解決が困難である場合等

には、 手続の公平性及び透明性を確保し、貸付債権等について最大限の回収を図るため、 破産手続開始の

申立てを行うことがあるものと承知している。

九について

申立ての取下げを交渉材料として自らの債権回収を有利に進めるなどの目的で債権者が破産手続開始の申 破産法(平成十六年法律第七十五号)第三十条第一項第二号の規定は、 例えば、 債務者への嫌がらせや

立てをした場合等を想定したものと解している。